

## Wincal クラウドサービス 利用規約

### 第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社USEN-ALMEX（以下「当社」といいます。）は、Wincal クラウドサービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、利用規約に基づき Wincal クラウドサービスを提供します。

2. 利用規約の規定に抵触する個別の契約がある場合、当該契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本サービス」

当社が利用規約等に基づき提供する Wincal クラウドサービスであり、ホテル業務管理のためのアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）サービス、及び付帯するオプションサービス、他社サービス連携サービス、並びに導入支援サービスの総称

(2) 「契約者」

当社と利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者

(3) 「契約者施設」

利用契約に定める契約者が運営、管理する宿泊施設

(4) 「利用契約」

当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に係る契約

(5) 「利用契約等」

利用契約、利用規約、及びその他当社が本サービスの提供に関して定める仕様等の総称

(6) 「契約者設備」

契約者が本サービスの提供を受けるために必要となる、コンピュータ、電気通信設備、その他の機器、及びソフトウェアの総称

(7) 「契約者回線」

契約者が本サービスの提供を受けるために必要となり、かつ自ら準備し、使用する、インターネットに接続するための電気通信回線

(8) 「本サービス用設備等」

当社が本サービスを提供するために必要となり、使用するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器、及びソフトウェア、並びに当社が電気通信事業者から借り受ける電気通信回線の総称

(9) 「消費税等」

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額、その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(10) 「ユーザID」

契約者を識別するために用いられる符号

- (1 1) 「パスワード」  
ユーザIDと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
- (1 2) 「本データ」  
契約者設備等と本サービス用設備等との間で契約者回線をとおして伝送されるデータ
- (1 3) 「認定利用者」  
当社が契約者との利用契約等に基づき本サービスの利用を書面により承諾した者
- (1 4) 「契約者等」  
契約者及び認定利用者
- (1 5) 「当社サイト」  
当社が契約者へ連絡又は通知すべき内容を掲載する当社のWEBサイト

(通知)

第3条 当社は、利用契約等に特段の定めのない限り、契約者へ連絡又は通知すべき内容を、電子メール、書面、又は当社サイトに掲載する方法を用いて契約者へ通知します。なお、契約者は、当該方法を予め承諾するものとします。

- 2. 前項に定める通知は、電子メールについては契約者のメールサーバに到達した時、書面については契約者に配達された時（契約者が受取を拒否した場合を含む）、当社サイトに掲載する方法については当社サイトへの掲載がなされた時をもって、効力が生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、以下の場合、利用規約を自らの裁量で変更することが出来るものとします。

- (1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 利用規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 当社は、前項による利用規約の変更にあたり、契約者に対し、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を、あらかじめ前条に定める方法で通知します。
  - 3. 契約者が、変更後の利用規約の効力発生日以降に本サービスを利用した場合、契約者は、当該変更に関する異議無く同意したものとみなします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、契約上の地位、利用契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社は、利用契約等に係る法的紛争解決においては、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行、及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 契約者と当社は、利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合、両者誠意を持って協議の上、解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用を申込み者が、当社所定の利用申込書をもって当社に利用の申込をし、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信した時をもって、当該申込日に遡り成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、当該申込を行った時点で、利用規約の内容に承諾したものとみなします。

2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書をもって当社に利用変更の申込をし、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信した日をもって成立するものとします。

3. 当社は、前二項その他利用契約等の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、利用契約及び利用変更契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 当社との間において債権債務の不履行、その他契約等に違反したことを理由として当該契約等を解除、解約されたことがある場合

(2) 利用申込書及び利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがある場合

(3) 利用契約等に基づく債権債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合

(4) その他当社が不相当と判断した場合

4. 前項に基づき利用契及び利用変更契約が締結されない場合、当社は事由を付すことなく、締結をしない事実のみを本サービスの利用申込者及び契約者に書面ないし電子メールにより通知するものとし、当該通知を受領した本サービスの利用申込者及び契約者は、当社に対し、何らの異議、申し立てをしないものとします。

(認定利用者による利用)

第10条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合に限り、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。

2. 契約者は、認定利用者による本サービスの利用が自己の利用と同一とみなされることを予め承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(変更通知)

- 第11条 契約者は、その商号又は名称、本店所在地又は住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、変更後速やかに当社の定める方法により、これを当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に基づく通知を怠ったことにより生じる損害を一切賠償する責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

- 第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (4) 本サービスに障害が発生した場合
  - (5) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止した場合
  - (6) 契約者が本サービスに著しい負荷や障害をシステムに与えた場合、又は与える恐れがある場合
2. 当社は、契約者に事前に通知の上、本サービス用設備等の定期点検のため、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第16条（当社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合、又は契約者が利用契約等における義務の履行を怠った場合、契約者への事前の通知を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 前各項に定める事由のいずれかにより本サービスの提供ができなかったことに帰責して、契約者等が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わず、契約者は自らの責任と費用負担により、これを解決する義務を負うものとします。

(契約期間)

- 第13条 本サービスの利用契約の有効期間は、当社所定の方法により通知をした利用開始日から、当該利用開始日の属する月の翌月1日を起算日とした24ヶ月を経過した月の末日まで（以下「契約期間」といいます。）とします。
2. 前項の契約期間満了日の30日前までに当社が定める方法により契約者又は当社からの別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(最低利用期間)

- 第14条 契約者は、本サービスの利用にあたり、前条の利用開始日から、当該利用開始日の属する月の翌月1日から起算して24ヶ月間、本サービスを継続して利用することを当社に対し保証するものとします。
2. 契約者は、前項の保証にかかわらず最低利用期間内において中途解約を行おうとする場合、次条の定めに従うことに加え、解約日以降当該最低利用期間の満了日までの残期間に対応する利用料金に相当する額の違約金を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

(契約者からの利用契約の解約)

第15条 契約者は、解約希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。ただし、当該通知に解約希望日の記載のない場合、又は当該通知の到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、当該通知が当社に到達した日より30日後を契約者の解約希望日とみなします。

2. 契約者は、前項に定める通知を当社に提出した時点において、利用契約に基づき生じる金銭的債務を当社に負っている場合、解約日を問わず当該提出した日に遅れることなく、直ちにこれを清算するものとします。

(当社による利用契約の解除)

第16条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 支払期限を超過し、当社より相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当社に対する金銭債務を弁済しない場合
- (2) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入が判明した場合
- (3) 支払停止又は支払不能となったことが判明した場合
- (4) 手形又は小切手が不渡りとなったことが判明した場合
- (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき、又は公租公課の滞納処分を受けたことが判明した場合
- (6) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき、又は信用状態に重大な不安が生じたことが判明した場合
- (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたことが判明した場合
- (8) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
- (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたことが判明した場合
- (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項に基づき利用契約を解除された場合、当該利用契約に基づき生じる債権債務を当社が定める日までに清算するものとします。

3. 契約者は、本条第1項に基づき利用契約を解除された場合、当社に対して何らの異議、申し立てをせず、かつ前項の履行に何らの条件を付さないことを当社に保証するものとします。

(本サービスの廃止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(3) 当社にやむを得ない事由がある場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより利用契約の全部が解除され、かつ当社が前受金相当として既に受け取っている利用料金がある場合、当社は、廃止にともない本サービスの提供をしない日数分に対応する利用料金(月30日換算の日割計算とし、小数点以下第一にて切り上げをするものとします)を契約者に返金するものとします。ただし、本サービスの一部を廃止したことにより利用契約の一部解除がされる場合、かつ当社が前受金相当として既に受け取っている利用料金がある場合は、当該利用料金は一切返金されないものとします。

(契約終了後の処理)

- 第18条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア、ユーザID、及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等、並びにその複製物とします。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに記録されたソフトウェア及び資料等の電子データを自らの責任と費用負担において消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等を利用契約終了後直ちに廃棄し、本サービス用設備等などに記録された本データ、及びその他契約者に係るデータを自らの責任と費用負担において消去するものとします。

### 第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

- 第19条 当社は、本サービスを別紙1に従い提供するものとします。
2. 契約者に提供される具体的な本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、以下の各号に定める事項は、利用契約において明示的に規定がなされない限り、契約者へ提供されないものとします。
    - (1) 契約者設備、及び契約者回線に関する問い合わせ、並びに障害対応等
    - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
    - (3) 本データの内容、及びその処理に関する問合せ
  3. 契約者は、利用契約等に基づき本サービスの利用を当社から許諾されたものであり、本サービスに関する知的財産権、及びその他の一切の権利を取得するものでないものとします。

(本サービスの利用)

- 第20条 契約者は、本サービスを日本国内、かつ利用契約に定める契約者施設の業務を管理する目的に限り利用できるものとします。なお、利用契約に特段の定めがある場合はこの限りではないものとします。

(再委託)

第21条 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

## 第4章 料金

(本サービスの利用料金)

第22条 本サービスの利用料金は、別紙2に定める初期費用、及び月額料金にて構成されます。

2. 契約者は、前項に従い本サービスの利用開始日が属する月の翌月1日から利用契約の契約期間満了日まで、本サービスの利用料金を次項及び第24条の定めに従い支払うものとします。
3. 月額料金の1ヶ月分とは、毎月1日から当月末日までの本サービスの利用料金とし、利用契約等に特段の定めがある場合を除き、日割計算を行わないものとします。なお、1ヶ月に満たない月における月額料金は1ヶ月分として計算するものとします。
4. 契約者が当社に支払った本サービスの利用料金は、利用契約等に特段の定めがある場合を除き、返金をしないものとします。

(利用料金の変更)

第23条 エネルギー価格、役務原価、人件費の変化等、経済情勢の変動により、本サービスの利用料金が不相当となった時は、当社は、利用契約の契約期間内であっても、利用料金を変更することができるものとします。この場合、第4条(利用規約の変更)の規定を準用します。

(利用料金の支払方法等)

第24条 契約者は、第22条に定める本サービスの利用料金に消費税及び地方消費税を加算の上、当社が発行する請求書に基づき、当該請求書で指定された支払期日及び金融機関口座に振込み、支払うものとします。

2. 前項に定める振込みに係る手数料は、契約者の負担とします。
3. 当社は、契約者が前二項に基づく支払の遅延をした場合、第12条(一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前項に定める契約者が支払を遅延した日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、契約者に請求するものとし、契約者は、これを当社の請求に基づき支払うものとします。
5. 契約期間中における一暦月内において、当社の責に帰すべき事由による第12条(一時的な中断及び提供停止)第1項、及び第2項に定める本サービスの提供の中断、又は停止が、連続して24時間以上継続した場合、当社は、当該本サービスの提供が中断、又は停止した日数(1日未満は切り捨て)から月額料金を当該月の暦日で日割り計算した金額(小数点以下第一位にて切り上げるものとします)を月額料金から減額し、当該月額料金を契約者に請求するものとします。

## 第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第25条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用負担にて、これを解決するものとし、当社には何らの迷惑を及ぼさないものとし、契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用するにあたり契約者等が提供する情報、及び伝送する本データは、契約者の責任の下で提供されるものであり、当社は当該提供されるものについていかなる保証も責任も負わないものとし、

3. 契約者は、契約者等に帰責する事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとし、

(利用責任者)

第26条 本サービスの利用に係る契約者への連絡、確認等は、原則として契約者が本サービスの利用申込に際して利用申込書に記載した本サービスの利用に関する利用責任者を通じて行われるものとし、

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとし、

(契約者設備等)

第27条 契約者は、当社が定める条件にて契約者設備、契約者回線、及びその他本サービス利用のための環境を自らの責任と費用負担において、手配、設置、接続、設定、維持、及び管理をするものとし、

2. 当社は、契約者が前項に従う限りにおいてのみ本サービスの提供の義務を負うものとし、

3. 当社は、本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者に対し、本データについて、閲覧、複製、改変、削除、監視、分析、及び調査等必要な行為を行うことができるものとし、

4. 当社は、利用契約に基づき契約者が利用しているサーバについて、新たなサーバへ移行させる必要があると判断したときは、契約者に対してサーバ移行の協力を求めることができるものとし、契約者は、当社からのサーバ移行の協力依頼があったときは、合理的な事由なくこれを拒まないことに同意するものとし、

(ユーザID及びパスワード)

第28条 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、及び共有しない（認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除く）とともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとし、なお、ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤又は第三者の使用等により、契約者自身及び第三者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者のユーザID及びパスワードによる本サービスの利用、並びにその他の行為は、

全て当該ユーザIDに係る契約者による利用、及び行為とみなされることに契約者は予め同意するものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は当該契約者の行為とみなされるものとし、当該契約者はかかる利用を事由に自らの債務が何ら免責されないことを予め承諾するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害の全てを賠償するものとします。

(本データ)

第29条 当社は、本サービスの提供以外の目的のために本データを利用しないものとします。ただし、当社は、契約者施設又はその委託先から契約者施設の利用目的の範囲で、個人を特定できないよう匿名化（個人を特定できる情報（氏名及び電話番号等）を削除すること）を行い、個人情報とみなされない形式に加工した上で、次の方法で処理及び利用する場合があります。

- (1) 当社による商業的な商品・サービスの開発、製造、販売、研究、分析、統計又はマーケティング等若しくは技術的な発明、考案、創作、研究、分析又は統計等のために活用すること
  - (2) 本サービスの性能又は機能の向上、改善、追加、研究、調査又は分析等のために活用すること
  - (3) 本サービスが、当社の別システム又はサービス等と連携、提携又は協業等する場合に活用すること
  - (4) 当社が制作する本サービスの媒体資料及び営業資料等に掲載すること
  - (5) 本サービスの広告及び宣伝活動等のために、ソーシャルメディア、ウェブサイト又は雑誌媒体等に掲載すること
  - (6) 当社が利用規約及び利用契約に基づき行う業務のために利用すること
  - (7) その他前各号に付帯関連する処理及び利用
2. 契約者は、本データの紛失、消去、欠落、及び改ざん等に備え、自らの責任と費用負担において本データの複製の保管、又はその他必要な措置を講じるものとします。
  3. 当社は、利用契約等に基づく本データに係る機能以外、本データの紛失、消去、欠落、及び改ざん等に関して、一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第30条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 契約者施設に係る業務を管理する目的以外の目的で本サービスを利用する行為
- (2) 利用契約等に定めた契約者設備以外の機器を本サービス用設備等に接続する行為
- (3) 当社及び第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (5) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (6) 法令又は公序良俗に違反する行為

- (7) 他者を差別又は誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為
  - (8) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又はそのおそれがある行為
  - (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像及び文書等を送信又は掲載する行為
  - (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - (13) 無断で第三者に広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為、若しくは第三者が嫌悪感を抱く行為又はそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (14) 第三者の設備又は本サービス用設備等を利用し、運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものであること、又は契約者等の提供した情報が本条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は本条第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。
4. 当社は、当社が本条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、契約者等が登録したデータを調査目的で閲覧及び複製することができるものとします。

（認定利用者の遵守事項等）

第31条 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から承諾を受けることなく契約者が有する認定利用者の秘密情報を開示することができること、及び当社は第21条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から承諾を受けるこ

となく当該秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

(5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第32条 第10条(認定利用者による利用)の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、直ちに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前項に基づく契約者の是正措置を施した日から3日間経過した後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

(1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること

(2) 当社と契約者の間の利用契約の全部、又は当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

## 第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第33条 当社は、利用契約の契約期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第34条 当社は、本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく当該本サービス用設備等を修理又は復旧します。なお、当該障害が、当社が借り受けた電気通信回線の障害であった場合、当社は当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

2. 前項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社は、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第35条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示及び漏洩しないものとします。ただ

し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第21条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、秘密情報を相手方の指示に従い、返還、又は消去するものとします。

7. 本条の規定は、利用契約終了後、1年間有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第36条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示及び漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

(損害賠償の制限)

- 第37条 債務不履行責任、不法行為責任、及びその他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により当社が利用契約等に違反したことが直接の原因であり、かつ契約者に現実に発生した通常の損害に限られるものとします。
2. 当社が契約者に対して支払う損害賠償の額は、前項に基づく損害の額と利用契約に定める本サービスの月額料金の合計額のいずれか小さいほうの額になるものとします。
  3. 本サービス及び利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により認定利用者及び第三者に損害が発生した場合においても、当社の責任は、前二項に定める契約者に対する責任に限るものとし、当該認定利用者及び第三者に対する責任は、当該契約者が負うものとします。
  4. 前三項に加え、契約者は、当社に対する損害賠償請求に際しては、第34条（本サービス用設備等の障害等）第2項など契約者自身による対応措置が実施された後など、明らかで、かつ合理的な事由をもとにおこなわれること、及び当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については、一切の賠償請求をしないことを当社に対し保証するものとします。

(免責)

- 第38条 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害、電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因する事由、又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、利用契約の履行の遅滞、又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、推奨仕様並びに本サービスの正確性、有用性、完全性、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき契約者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
  3. 契約者設備の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他当社のサービスに関して契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
  4. 不正アクセス、クラッキング、コンピュータウィルス、スパイウェア、マルウェアセキュリティホールの悪用又はDDoS攻撃及びその他第三者による本サービスへの攻撃により、契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
  5. 契約者が利用規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
  6. 当社は、契約者が求める本サービスの効果を何ら保証しないものとします。

(反社会的勢力排除に関する表明保証)

- 第39条 契約者は、利用契約成立前及び利用契約成立後において、自らが暴力団、又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、及び関係者等が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれか一に該当することが合理的に認められた場合、

当社はなんら催告することなく、利用契約を解除することができるものとし  
ます。

- (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を  
していること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的  
言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれか一に該当した契約者は、当社が当該解除により被った損  
害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めるこ  
とはできないものとします。

(以上 全39条)

## 別紙 1

## 1. 本サービスの概要

## (1) 基本サービス

No	基本サービス・機能名	内容
①	クラウドサービス	クラウドサービス
②	クラウドサービスの運用、監視	ハードウェア故障監視、サービス死活監視、ログ監視、CPU/メモリ/ディスクのリソース監視、それらの 24 時間 365 日有人障害対応
③	予約管理機能	宿泊予約者の管理をする機能
④	チェックイン/アウト管理機能	宿泊者のチェックイン/アウトを管理する機能
⑤	ルームインジケータ機能	宿泊施設の各客室の状態を管理する機能
⑥	帳票機能	本データを帳票形式で提供する機能

## (2) オプションサービス

No	オプションサービス名	内容
①	電話サポートサービス	電話での契約者からの問合せに対応するサービス
②	データセンタ分散サービス	本データを異なるロケーションに設置された本サービス用設備等で処理をするサービス
③	売掛データ管理サービス	契約者施設の売掛データを管理する機能を提供するサービス
④	精算機（又は釣銭機）接続	精算機（又は釣銭機）を接続する機能を提供するサービス
⑤	カードキー発行機接続	カードキー発行機を接続する機能を提供するサービス
⑥	P B X 接続	P B X を接続する機能を提供するサービス
⑦	T V ソリューションインターフェース接続	T V ソリューションインターフェースを接続する機能を提供するサービス
⑧	予約取込機能	サイトコントローラーや OTA からの予約を取り込むサービス
⑨	電子宿帳サービス	電子宿帳アプリケーションを利用し、宿泊者施設のレジストレーションカードを管理するサービス並びにレジストレーションカード画像を暗号化して契約者設備内に保存するサービス及び WincalASP2 の一部機能を利用し、パスポート画像を暗号化して契約者設備内に保存するサービス ※なお、本サービス経由で保存されたレジストレーションカード画像及びパスポート画像（以下「保存データ」といいます。）は、利用者自らの責任と費用負担において、利用者が管理するものとする。利用契約が解除された場合、保存データは復号化できないものとする。

⑩	分析機能	蓄積された予約データをもとに分析するサービス 「オンハンドレポート」「予約ブッキングカーブ分析」「予約状況分析」「宿泊実績分析」「CRM マトリックス分析」
⑪	オンラインレセプションサービス	当社が販売するセルフチェックイン端末「KIOSK」と本サービスを接続することにより KIOSK 画面からオペレータを呼び出し、リモート接客を行うサービス

(3) 他社サービス連携サービス

当社は、契約者が他社サービス連携サービスを利用するにあたり、システムの連動に必要なソフトウェアを提供し、利用を許諾します。なお、当該ソフトウェアにかかる著作権等の知的財産権、その他一切の権利は当社に帰属します。

①	レベニューマネジメントシステム連携サービス	蓄積された予約データを、次に記載の各社が提供するレベニューマネジメントシステムに連携するサービス ・「レベニューアシスタント」(株式会社リクルート) ・「PROPERA」(いちご株式会社) ・「メトロエンジン」(メトロエンジン株式会社) ・「Marks Navigator」(株式会社サイグナス)
②	公式アプリシステム連携サービス	蓄積された会員データ、ポイントデータ等を株式会社 U S E N が提供する「アプリンク」により作成した、契約者施設の公式アプリに連携するサービス
③	予約キャンセル料請求システム連携サービス	蓄積された予約キャンセルデータを Payn 株式会社が提供するキャンセル料請求自動化システム「Payn」に連携するサービス
④	クレジット連携サービス	次に記載の各社が提供するキャッシュレス決済端末と連携し、決済処理を実施するサービス ・ INFOX (株式会社 NTT データ) ・ CAFIS Arch (株式会社 NTT データ) ・ JET-S Cloud (株式会社日本カードネットワーク) ・ stera (SMBC GMO PAYMENT 株式会社)

(4) 導入支援サービス

No	導入支援サービス名	内容
①	設定サポート	契約者設備の設定及びそのサポートを行います。
②	運用・操作指導	本サービスの操作方法の教育訓練を行います。

2. 本サービス（導入支援サービスを除く）の利用可能時間、メンテナンス時間

項目	内容
利用可能時間	24時間365日 (ただし、メンテナンス時間を除きます。)
メンテナンス時間	毎週木曜日午前1時から午前7時まで (ただし、必要時のみ実施します。)

別紙 2（本別紙に記載される金額は、全て日本円とし、消費税等を含まない額です。）

### 1. 初期費用

本サービスの初期費用は、契約者施設の状況等によって費用が変わります。具体的な料金は、詳細の提供条件を当社が確認した上で、別途個別に見積もり、費用を定めるものとします。

### 2. 月額料金

#### (1) 基本サービス料金

本サービスの基本サービスを利用するための月額料金は、契約者施設の客室数、及び利用者設備としてのコンピュータの台数に応じて下表のとおりとします。

客室 \ 台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台
50室以下	33,800	37,000	40,000	43,000	46,000	49,000	52,000	55,000
100室以下	37,000	40,000	43,000	46,000	49,000	52,000	55,000	58,000
150室以下	40,000	43,000	46,000	49,000	52,000	55,000	58,000	61,000
200室以下	—	46,000	49,000	52,000	55,000	58,000	61,000	64,000
250室以下	—	—	52,000	55,000	58,000	61,000	64,000	67,000
300室以下	—	—	—	58,000	61,000	64,000	67,000	70,000
301室以上	—	—	—	—	64,000	67,000	70,000	73,000

#### (2) オプションサービス料金

本サービスのオプションサービスの内、下表のサービスの月額料金は、契約者施設の客室数に応じて下表のとおりとします。

客室 \ サービス名	①電話サポートサービス	②データセンタ分散サービス	③売掛データ管理サービス	⑩分析機能
50室以下	4,000	10,000	4,000	4,000
100室以下	5,000	15,000	5,000	5,000
150室以下	6,000	20,000	6,000	6,000
200室以下	7,000	25,000	7,000	7,000
250室以下	8,000	30,000	8,000	8,000
300室以下	9,000	35,000	9,000	9,000
301室以上	10,000	40,000	10,000	10,000

本サービスのオプションサービスの内、下表のサービスの月額料金は、下表のとおりとします。

	オプションサービス名	単位	料金
①	精算機（又は釣銭機）接続	精算機（又は釣銭機）1台の接続につき	5,000
②	カードキー発行機接続	カードキー発行機1台の接続につき	5,000
③	PBX接続	PBX1台の接続につき	※個別見積
④	TVソリューションインターフェース接続	TVソリューションサーバ1台の接続につき	※個別見積
⑤	予約取込機能	1施設につき	※個別見積
⑥	電子宿帳サービス	1施設につき	※個別見積
⑦	オンラインレセプションサービス	1施設につき	※個別見積

※機種等によって料金が変わります。具体的な料金は、詳細の提供条件を当社が確認した上で、別途個別に見積もり、料金を定めるものとします。

### (3) 他社サービス連携サービス料金

	他社サービス連携サービス名	単位	料金
①	レベニューマネジメントシステム連携サービス	1施設につき	※個別見積
②	公式アプリシステム連携サービス	1施設につき	※個別見積
③	予約キャンセル料請求システム連携サービス	1施設につき	※個別見積
④	クレジット連携サービス	1施設につき	※個別見積

※具体的な料金は、詳細の提供条件を当社が確認した上で、別途個別に見積もり、料金を定めるものとします。

### (4) 導入支援サービス

導入支援サービスは、その内容によって料金が変わります。具体的な料金は、詳細の提供条件を当社が確認した上で、別途個別に見積もり、料金を定めるものとします。

以上

附則

2024年 2月 1日改定

2024年 7月 1日改定

2024年 9月 1日改定